

告 示

埼玉県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
グラソエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力に努めてください。
- (2) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (3) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

(4) 店舗の新築・増改築、土地の改变等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遗漏のないよう行つていただきたい。

(5) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

(6) 所沢市商業振興条例に規定する事項を順守するとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。

二 縦覧期間

令和元年十月八日から令和元年十一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県西部地域振興センター